

直売所等販売緊急対策支援金

- 申請要領 -

千葉県農林水産物販売緊急対策協議会

【問合せ先】 千葉県農林水産物販売緊急対策協議会
(千葉県農林水産部流通販売課農業ビジネス推進班)

【電話番号】 043 - 223 - 2889

【受付時間】 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日除く)

目 次

1	支援金の概要	1
2	対象者	1
3	対象事業	2
4	事業の内容等	3
5	申請について	4
6	提出について	5
7	留意事項	6
8	問合せ先	6
	(別紙)様式第1号~第5号	7

1 支援金の概要

(1) 趣旨

県内の農林水産物の流通に重要な役割を果たしている、農林水産物直売所や農林漁家レストラン、農林漁業体験施設（以下「直売所等」という。）が取り組む「新しい生活様式」に対応した販売方法の導入に係るデジタル化に必要な事業に対して、支援金を交付します。

(2) 交付額

2の対象者の要件を満たす直売所等の設置又は運営する者（個人または法人その他の団体）に対し、「新しい生活様式」に対応した販売方法の導入に係る経費として、10万円を上限とした実費分（税抜）を交付します。ただし、1,000円未満の金額は切り捨てます。

直売所等1か所につき1回のみ申請できます。

国・地方公共団体等が実施する他の制度から、補助金等の支援を受けている事業の場合は、当該補助金等の金額を差し引いた自己負担分に限り経費の対象となります。

2 対象者

(1) 下記の要件をすべて満たしている必要があります。

ア 県内に所在地のある次のいずれかの施設の設置又は運営する者（個人または法人その他の団体）であること。

(ア) 農林水産物直売所（県、市町村、公益法人、第3セクター、PFI、農林漁業団体、農事組合法人、NPO法人又は3戸以上の生産者が設置又は運営するもの）

(イ) 農林漁家レストラン（地域の食材を加工・調理し料理を提供する施設のうち、農林漁家若しくはその関係者が経営している施設又は調理をする人が主に農林漁家であるもの）

(ウ) 農林漁業体験施設（農林漁家又はその関係者が、不特定の観光客やオーナー制度会員等に対して農林漁業体験を提供する施設等）

イ 令和3年8月2日以降に、「新しい生活様式」に対応した販売方法の導入に係る事業を行っていること。

ウ 新型コロナウイルス感染症の「感染拡大防止対策チェックリスト(千葉県作成)」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底していること。

エ 施設名称及び対象事業等について、協議会の事業紹介ページや、「千葉県農林水産物のお取り寄せに関する情報」サイトなど、千葉県ホームページで公開することについて予め承

諾すること。

オ 千葉県農林水産物販売緊急対策協議会事務局(以下、事務局という。)が行うアンケート等、本支援金に係る関連事業に協力すること。

(2) 前項の規定にかかわらず、支援を受けようとする事業を行う者(法人その他の団体にあつては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、支援の対象とならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 次のいずれかに該当する行為((イ)又は(ウ)に該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

(ア) 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知つて、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

(イ) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(ウ) 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあつては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 対象事業

下記の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 令和3年8月2日以降に新たに事業を開始し、令和4年2月28日までに完了(支払)したことが確認できること。
- (2) 「新しい生活様式」に対応した販売方法の導入に係るデジタル化に必要な事業であること。
- (3) 支出証拠書類等により金額等の確認ができる事業であること。

(4) 本支援金以外に、国・地方公共団体等が実施する他の制度から、補助金等の支援を受けている事業の場合は、当該補助金等の金額を差し引いた自己負担分に限り対象となります。

4 事業の内容等

(1) 対象となる事業の具体的な内容は、以下のとおりとします。

ア キャッシュレス決済の導入

クレジットカードや電子マネー、QRコード等のキャッシュレス決済を導入する。

イ ECサイトの開設

店舗の自社サイトであるECサイトを構築・開設して、インターネット上で商品を販売する。

ウ 通販サイトへの出店

モール型の通販サイトに出店し、インターネット上で商品を販売する。

エ デリバリー代行サービスとの契約

デリバリー代行サービスと契約し、デリバリーサービスを導入する。

オ ホームページの開設・改修

店舗で実践している新しい生活様式への対応内容をPRするため、ホームページの開設や改修を行う。また、既存のホームページを改修する場合は、デリバリーの受付またはスマートフォン対応のいずれかを含む場合に限り、

カ その他、協議会が必要と認める事業

上記のア～オ以外で、「新しい生活様式」に対応した販売方法の導入に係るデジタル化に必要な事業として、千葉県農林水産物販売緊急対策協議会が認めたもの。

(2) 経費の区分

ア 補助対象となる経費例

登録料、委託料、写真・動画撮影費用、販売手数料、キャッシュレス決済端末購入費用
(1件あたり10万円未満のもの)

イ 補助対象とならない経費

- ・消耗品の購入(商品発送資材、デリバリー用容器、事務用品等)
- ・汎用性が高く、事業との関連性が確認できないもの(スマートフォンやタブレットの購入等)

- ・通常の事業運営と明確に区別できないもの（従業員の雇用、事務所の賃借等）
- ・税金や官公署に支払う経費
- ・施設の改修費や物品の購入費・リース料（キャッシュレス決済端末を除く）
- ・キャッシュレス決済に係る決済手数料

5 申請について

（１）これから事業を実施する場合

ア 申請

次の書類を提出してください。

- ・申請書（様式第1 - 1号）
- ・振込先口座確認書類（口座の通帳の写しなど、銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの。名義は原則として、個人の場合は本人名義、法人その他の団体の場合は法人・団体名義のものに限ります。）
- ・誓約書（様式第2号）
- ・役員等名簿（様式第3号）

イ 交付決定

事務局にて審査を行い、交付決定通知書を送付します。

ウ 実績報告

事業を実施後、次の書類を提出してください。

- ・実績報告書（様式第5号）
- ・事業を実施した実績、日付、経費等が確認できる書類
（実施した写真、チラシ、契約書、請求書、領収書、振込み控え、通帳の写し等）

エ 交付確定

事務局にて審査を行い、交付確定通知書を送付します。

オ 交付

申請のあった振込先に交付確定額を交付します。

（２）既に事業を実施済みの場合

ア 申請兼実績報告

次の書類を提出してください。

- ・申請書兼実績報告書（様式第1 - 2号）

・振込先口座確認書類（口座の通帳の写しなど、銀行名、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるもの。名義は原則として、個人の場合は本人名義、法人その他の団体の場合は法人・団体名義のものに限ります。）

・事業を実施した実績、日付、経費等が確認できる書類

（実施した写真、チラシ、契約書、請求書、領収書、振込み控え、通帳の写し等）

・誓約書（様式第2号）

・役員等名簿（様式第3号）

イ 交付確定

事務局にて審査を行い、交付確定通知書を送付します。

ウ 交付

申請のあった振込先に交付確定額を交付します。

（3）注意事項

・必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、原則申請書類の返却はいたしません。

・審査の結果、不交付となった場合は記載の連絡先に通知します。

・申請後、事業を中止または内容を大幅に変更する場合は、事業変更（中止）申請書（様式第4号）を提出してください。なお、申請後の増額については認められません。

6 提出について

（1）提出方法

次の宛先に特定記録など、差し出した記録の残る方法で郵送してください。

〒260-8667

千葉市中央区市場町1-1

千葉県農林水産部流通販売課農業ビジネス推進班 宛

（2）提出締切

ア 申請書提出締切

令和3年12月28日（火）までに申請書（または申請書兼実績報告書）を提出してください。（必着）

申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。申請状況はホームページにてお知らせします。

イ 実績報告書提出締切

令和4年3月1日(火)までに実績報告書を提出してください。(必着)

令和4年3月31日(木)までに交付します。

7 留意事項

- (1) 本事業を実施する千葉県農林水産物販売緊急対策協議会は、千葉県が国の交付金を財源として設立したものであることから、事業完了後、国や県において検査を実施する場合があります。その際に、関連資料や支出証拠書類等の提出や、検査への立会いなどの要請がありましたら、協力をお願いします。
- (2) 上記の関係上、関連する資料や支出証拠書類等は、事業完了後から5年間(令和9年3月末まで)保管してください。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策の効果的な推進のため、今後も、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項並びに第45条第2項及び第3項に基づく要請・指示については、遵守いただくようお願いいたします。また、接触確認アプリ(COCoA)について、利用促進に協力をお願いいたします。

8 問合せ先

千葉県農林水産物販売緊急対策協議会

(千葉県農林水産部流通販売課農業ビジネス推進班)

電話：043-223-2889

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日除く)

募集要領、様式のダウンロード：<https://www.pref.chiba.lg.jp/nousui/ncov/taisaku.html>